

【大学院・大学・高専専攻科用】

2019年度 求人票

Recruit Information



[企業DATA] (2017年6月20日現在)	
企業名	矢崎総業株式会社(矢崎グループ)
主業種	製造業
事業内容	自動車部品(ワイヤーハーネス・メーター・コネクタ・その他電子部品)および生活環境機器(ガス・空調・ソーラー機器、電線等)の研究・開発・製造・販売
設立	1941年10月8日
代表者	代表取締役社長 矢崎 信二
株式形態	非上場
資本金	31億9,150万円
売上高	17,153億円(連結:海外含む'16.6.21~'17.6.20)
従業員数	285,800人('17.6.20.国内外矢崎グループ全社計)
本社所在地	〒108-8333 東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル17F TEL.(03)3455-8811 FAX.(03)3455-8802
事業所	国内:65法人328拠点 海外:46ヶ国100法人291拠点 総拠点数(関連会社含む)/619拠点
業務	自動車部品及び生活環境機器に関わる研究・開発・製造・販売、その他管理・企画業務
企業PR	世界46ヶ国で28万人超の従業員を擁する自動車部品メーカー。自動車用組電線(ワイヤーハーネス)で世界トップクラスのシェアを誇り、世界中の主要カーメーカーと取引があります。ガス機器、空調機器、電線などの生活環境機器分野にも進出し、多岐に渡る製品群で、生活の安全と快適を支えます。

[人事DATA]	
求人職種	理工系:研究・開発・設計・生産技術 ほか 文系:営業・企画・財務・法務・購買・原価企画・輸出入 ほか 理工共通:品質管理・生産管理・情報システム ほか
求める人材像	<ul style="list-style-type: none"> • 矢崎の社是を理解し共有できる人材 • 積極的に環境変化に対応できる人材 • 自ら考え行動できる人材 • 協働できる人材
勤務時間	営業部門・管理部門/8:30~17:15 工場技術部門・工場生産部門/8:00~17:00 研究開発部門/フレックスタイム制あり(実働8時間)
主な勤務地	静岡県・愛知県・栃木県・神奈川県・岡山県・広島県他、全国の拠点(北海道・四国除く)、海外拠点
休日休暇	完全週休2日制(土・日)、有給初年度入社時10日、年間休日数121日(2017年度実績)、育児休業制度・介護休業制度・慶弔休暇制度・リフレッシュ休暇制度 ほか
福利厚生	各種社会保険完備、寮・社宅完備(寮費:基本給×2%、社宅費:基本給×5%)、財形貯蓄制度、企業年金基金、従業員持株制度、高速道路・新幹線通勤制度 ほか
研修制度	新入社員研修、フォローアップ研修、階層別研修、豊田工業大学派遣留学、海外大学・大学院派遣留学、出向前研修、OJT職場英語、マネジメント研修、矢崎グローバルリーダーシッププログラム(YGLP) ほか
昇給	年1回(4月)(2017年度実績)
初任給	大学院(博士) 大学院(修士) 大学高専(専攻科) 【合計】 253,500円 229,500円 212,000円

[採用DATA]			
求人者数	約130人 ※大学院・大学・高専専攻科を対象とする。		
前年度実績		理工系	文系 合計
<大学院>	20人	1人	21人
<大学>	45人	29人	74人
<高専専攻科>	2人	0人	2人
【合計】	67人	30人	97人
応募申込方法	矢崎新卒採用ページよりエントリーして下さい。 ※学校推薦がある方は事前にメールか電話にてご連絡下さい。		
必要書類	卒業見込証明書・成績証明書・健康診断書・TOEIC(スコア)		
試験内容	各種適性検査・面接・TOEIC(スコア無しの方)		
携行品	筆記用具・印鑑		
選考方法	①エントリー →②会社説明会(任意) →③一次選考試験 →④二次選考試験 →⑤最終選考試験 →⑥内々定		
問い合わせ先	〒410-1194 静岡県裾野市御宿1500 矢崎総業株式会社Y-CITY 人材開発部 採用チーム 岸 e-mail: smb_personnel@jp.yazaki.com Free Dial: 0120-17-4415 TEL. (055)965-3004 FAX. (055)965-0423		
ホームページアドレス	http://recruit.yazaki-group.com/new_graduates/		

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 矢崎総業株式会社 Y-CITY

事業所所在地 静岡県 裾野市 御宿 1500

代表者名 取締役副社長 総務人事室長 酒井 均



- 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令 違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL281226派若01）により確認し、理解しました。

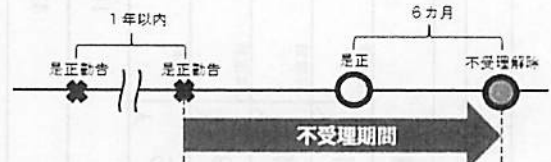
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にし点（「✓」）を記入してください。なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署からは是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



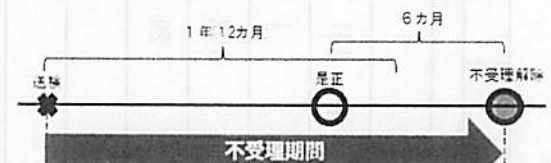
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

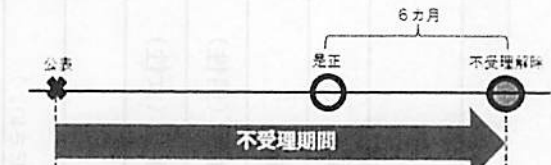
- a 当該違反行為を是正していない。
 b 送検後1年が経過していない。
 c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(*)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1及び項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
 ①労働基準監督署による是正勧告、
 ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。